づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同項第三号中「負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

第四条　第三条、第五条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条の三

二　土地区画整理法施行令第六十三条第一項

三　共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第七条及び第八条

四　石油コンビナート等災害防止法施行令第三十八条

五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第十条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条

六　独立行政法人水資源機構法施行令第二十二条第二項

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第一号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十三条第一項（」を「第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に、「及び」を「並びに」に改める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
国土交通大臣　前原　誠司

国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十九号

国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第六項及び第七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（国土審議会令の一部改正）

第一条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表土地政策分科会の項中「第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項」を「第三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

（国土調査法施行令の一部改正）

第二条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の七中「実施する者が」を「行う者が」に、「左に」を「次に」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「証票」を「証明書」に改める。

別表第一北海道西の項中「後志支庁管内　胆振支庁管内」を「北斗市　後志総合振興局管内　胆振総合振興局管内」に、「檜山支庁管内　渡島支庁管内」を「檜山振興局管内　渡島総合振興局管内」に改め、同表北海道中の項中「留萌市」を「留萌市」に、「宗谷支庁管内　留萌支庁管内　上川支庁管内　網走支庁管内」を「北広島市　石狩市　宗谷総合振興局管内　留萌振興局管内　上川総合振興局管内　オホーツク総合振興局管内」に、「空知支庁管内　石狩支庁管内　胆振支庁管内」を「空知総合振興局管内　石狩振興局管内　胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に改め、同表北海道の項中「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「根室支庁管内　釧路支庁管内　十勝支庁管内」を「根室振興局管内　釧路総合振興局管内　十勝総合振興局管内」に改める。

別表第六中「証票の」を「証明書の」に、「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に、「但し」を「ただし」に、「証票を」を「証明書を」に、「呈示し」を「提示し」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一万円」を「三十万円」に、「立入」を「立入り」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国土調査法施行令別表第六の改正規定（「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一万円」を「三十万円」に、「立入」を「立入り」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○総務省令第三十五号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）等の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二の規定及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十条の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第七号中「同条第一項に規定する認可を受けた地縁による団体」を「地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する認可を受けた地縁による団体」に改め、「（以下次条第一項第一号において「総務大臣が定める基準」という。）」を削り、同項に次のように加える。

八　特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は同項に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十三条第六項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類

第十九条第一項第一号ヌ中「特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合」を「前条第一項第七号又は第八号に該当する場合」に、「総務大臣が定める」を「当該各号の」に改め、同号ル中「特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合」を「前条第一項第七号又は第八号に該当する場合」に、「特例民法法人」を「特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人（以下「特例民法法人等」という。）」に改める。

第二十条第一項中「地縁による団体」を「認可地縁団体」に改め、同条第二項中「特例民法法人」を「特例民法法人等」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」を「平成二十二年度及び平成二十三年度における別記歳出予算に係る節の区分」に改め、同条を次のように改める。

第四条　平成二十二年度及び平成二十三年度に限り、別記歳出予算に係る節の区分の表説明の欄中「児童手当」とあるのは「児童手当（子ども手当）」とする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。